

はちのへ のうぎょうだより

令和7年3月号 No.562



のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。

また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。

○八戸市ホームページ

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



頭彰を受けた木村真輝さん

木村真輝さんの今後の益々のご活躍をお祈りいたします！



八戸市農業委員会では、農業後継者を育成するという見地から、昭和57年に八戸市農業後継者顕彰要領を制定し、毎年、農業に積極的に取り組んでいる範的な後継者を顕彰しています。対象となるのは、他の模範となる農業後継者であること、おおむね45歳以下で5年以上農業に従事している後継者であること、地域農業の振興に寄与し、または寄与し得ると認められる農業後継者であることを満たす方で、今年度は、市川地区でいちご農家を営む木村真輝さんが70人目の顕彰受賞となりました。木村さんは、高等学校卒業後、東京で建設関係の仕事をされていましたが、東日本大震災で家族が経営していたい

ちこのビニールハウスが全棟倒壊したことがあり、塩害に強いとされている明日葉の栽培の手伝いを始めた。その後、カブ、寒締めほうれん草などの野菜を栽培しながら規模拡大し、現在は主に八戸いちごを生産しています。八戸苺生産組合の組合員と栽培方法やコストの抑え方など情報交換をする中で、農業の奥深さ、楽しさを学び、平成30年からは生産組合の監事を務めています。後継者不足が心配される中、市川地区の主要商品である八戸いちごを守るべく、日々、生産性の向上に取り組み、安定した収量の確保を目指しています。

受彰にあたり、今後は、異常気象や肥料高騰など農家を取り巻く厳しい環境に適応していくため、有機肥料や堆肥をうまく活用するなど、先手を打った対策を取るよう努力していきたいと抱負を述べられました。

また、贈与税の納税猶予適用中に贈与者が死亡した場合は、贈与税が免除され、相続税の課税対象となります。この場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができますので、農業委員会や税務署に相談してください。

第43回 農業後継者顕彰式

はちのへのうぎょうだよりの配付について

既に離農している、八戸市ホームページで閲覧できる等により、紙面による配付を不要とする方は、お手数ですが、農業委員会事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

問 農業委員会

☎ 43-9164

農地の贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方へ

これまで納税が猶予されていた税額に利子税が加わり、多額の税金を支払わなければならぬ可能性がありますので、そうならないように農地の適正な管理をお願いします。

問 農業委員会

☎ 43-9164

農業者等との意見交換会を開催しました！

農業委員会では、2月6日、八戸市公民館において、農業委員、新規就農者、認定農業者等を対象とした「農業者等との意見交換会」を開催しました。

意見交換会では、講師にジョイント・ファーム株式会社（三沢市）代表取締役の新堂友和氏を迎えて、「地域農業を持続可能なものとするために」と題した講演をいただきました。

新堂氏は、一々企業や企業の経営改善を行うコンサルティング業界でご活躍されたのちに、実家の農業経営を受け継ぎ、平成28年にジョイント・ファーム株式会社を設立。青森県特産野菜である、ながいも、にんにく、ごぼうの3品目において世界基準の農業認証であるグローバルGAPの認証を受け、国内外へ向けた品質の高い農産物の生産から加工、仕入れ、農作業受託など、幅広く農業ビジネスを展開されています。



講師のジョイント・ファーム株式会社
代表取締役 新堂 友和氏

講演では国内外における販売ルートの開拓や、若い世代を育てるための人材育成、綿密な計画に基づいた経営戦略や今後の展望など、わかりやすい説明をいただきました。参加者の皆さんには熱心にメモを取りながら聴き入っており、講演後は参加者による質疑応答が行われました。

参加者からは、「ホームページ開設の必要性や人材育成など、経営戦略を立てる上で大変参考になりました」、「自分自身にもあてはまる内容であり、今後の展望など大変参考になった」などの感想が寄せられました。



知って得する農業者年金

あなたの老後生活への
備えは十分ですか？



★ 少子高齢時代に強い年金です。

自ら支払った保険料とその運用益により年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。

★ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます！

月額2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)～6万7千円の間で千円単位で設定できます。



★ 税制面で大きな優遇措置があります！

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

★ 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります！

※加入要件…①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事している方
農業者年金に関するご相談は、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問合せください。

問 農業者年金基金 ☎03-5919-0371

農業者年金基金ホームページ <https://www.nounen.go.jp/>



農業者年金基金のホームページでは、年金額シミュレーションでもらえる年金額の試算が可能です！

「地域計画」を策定しています～その2～

※前回は「令和6年7月号」掲載

「人・農地プラン(経営再開マスター・プラン)」は、農業経営基盤強化促進法の改正により「地域計画」となり、令和7年3月末までに策定することとなっています。

人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)

地域計画
(地域農業の将来の在り方+目標地図)

市では、農業上の区域を11地区に分け、農業上の問題やご意見等をお示しいただくことや、計画の内容確認など、お気軽にご参加いただける検討会を開催しています。

◆2回目の検討会の内容(令和6年3月、8月、10月に開催しました)

1回目の検討会にご出席された方から各地区の農業上の課題やご意見をいただき、①それらを基に作成した計画のたたき台の確認と、②「目標地図」のたたき台の作成

◆3回目の検討会の内容(令和6年12月～令和7年1月に開催しました)

- ①を基に市で計画の案を作成し、それに対する意見や内容の確認
- ②を基に農業委員会で「目標地図」の素案を作成し、それに対する内容の確認



■■検討会の様子■■



ご出席いただいた皆さん、大変ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

地域計画は策定して終わりではなく、毎年徐々に更新する必要があります。検討会には、各地区の中心となる農業者の方や農業委員等のほか、関係機関や連合町内会長等へもご案内させていただいており、来年度以降も最低年1回は開催予定です。全国的に担い手の減少や放棄地の増加が問題となっていますが、できる限り耕作放棄されずに利用できるよう、また、借りやすい形で借りることができるよう、「地域の農業をどのように維持・発展していくか」「将来誰に農地を集積(担い手に集める)・集約(近くにまとめる)していくか」等について、地域で話し合っていく必要があります。

■■地域計画策定後のお知らせ■■

1. 地域計画策定後は、農業経営基盤強化促進法による農地貸借は廃止(※現在利用中の方は契約期間満了まで有効)され、今後の農地の貸借方法は、①農地法による許可申請、②農地中間管理機構(農地バンク)による利用権設定 の2つとなります。
2. 補助事業により「地域計画に掲載されること」が要件の1つや優遇の条件となる場合があります。
3. 農地転用や農振除外の相談～申請までの間に、地域計画の変更手続きが加わることにより、これまでより相談から申請までの期間が延びることとなります。

お問合せ先:地域計画、農地バンクについて 農業経営振興センター TEL:27-9163

目標地図、農地転用、農振除外について 農政課・農業委員会事務局 TEL:43-9164

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧いただけます。農業委員会までお越しください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎ 43-9448

eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (m ²)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	尻内町	前谷地	39	田 (農用地)	991	応相談 ※貸付可
			40	田 (農用地)	991	
			113-2	田 (農用地)	991	
②	南郷 泥障作	青沢	39	田 (農用地)	1,486	応相談 ※貸付可
			40	田 (農用地)	1,538	
			41	田 (農用地)	1,529	
			42	田 (農用地)	1,062	
			43	田 (農用地)	944	

■農地を貸します

	所在地			地目等	面積 (m ²)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	美保野		13-125	畠	11,680 のうち 8,124	応相談
			13-194	畠	2,392	

編集後記

今年の冬は、青森県内で連日記録的な大雪が降っている地域がある一方、八戸市内ではそれほど雪が降らず、気温も例年に比べて暖かい日が多いように感じます。それでも、2月に関東から帰省してきた従妹は「八戸寒い！」と嘆いていたので東北の感覚での暖かさなのかもしれません…。えんぶりも終わり、これからどんどん暖かくなってくる時期です。私は寒いのが苦手ですので、今年はこのまま寒の戻りがなく、無事に春を迎えるればいいなあと願っております。

今年度もあと1か月を切りました。春は何かと忙しくなる季節だと思いますので、皆様体調に気を付けて、春に向けた作業を頑張っていきましょう。

のうぎょうだより担当 柴田

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧（全て1部）

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書（土地）	法務局（登記所）
③公図	法務局（登記所）
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※令和6年度・令和7年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎ 43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4・5条 (30a以下)	4・5条 (30a超)
3月	3/11-3/19	4/17	5/2
4月	4/11-4/18	5/19	5/28
5月	5/12-5/20	6/16	7/4

※他法令との調整等により、変更となる場合があります。
農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
3月	3/5	3/14	3/21	3/31
4月	4/7	4/15	4/21	4/30
5月	5/7	5/15	5/20	5/30

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。